

WEEE・RoHS 改正で質問 欧州連合理事会



欧州連合理事会は10月15日、欧州委員会(EC)が提案したWEEE指令とRoHS指令の改正案に関する加盟各国への質問を発表しました。

質問では①両指令が対象とする製品などの範囲について目的などを考慮し、別々に定めるべきかどうか②別々にする場合は、RoHS指令の対象は例外を除いてすべての電気電子機器(EEE)まで広げる必要があるか③WEEE指令の対象は現指令のように最小限のリストにするべきかの3点が挙げられました。

両指令の改正で、ECは調和を図るため、WEEE指令で定める対象製品などを示す附属書について、RoHS指令に移し、法的な義務付けのある最小限のリストとして扱うことを提案しています。

これに対して、加盟各国は、製品名を盛り込んだ網羅的なリストによってRoHS指令の対象範囲を示すことに懸念を表明しています。これはリストの見直しが絶えず必要となり、製品を市場に出すまでに時間がかかることになると予想されるため、リストには対象製品の定義だけを示す方法が必要と提案しています。

これを受けて欧州連合理事会の議長国スウェーデンは、妥協案として、RoHS指令については明らかに対象外となるものを除いてすべてのEEEが含まれる方式にし、WEEE指令には対象となる機器のカテゴリーと製品を例示する附属書の導入を提案しています。

当社では、RoHS指令規制物質6項目の分析をはじめとした各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2009年10月30日付 欧州連合理事会発表資料

水質分析箇所 竹下尚長